

# 弁理士から見た 知的資産経営報告書の現状と課題



会員 岩井 将晃

## 要 約

平成 17 年 10 月に経済産業省は、「知的資産経営の開示ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を公表し、企業が知的資産経営を実践し、「ガイドライン」に則って、又は参考にして知的資産経営報告書を作成することを推進している。知的資産は、組織力、人材、顧客とのネットワーク等といった無形資産を対象としているため、知的資産経営や、知的資産経営報告書の作成支援に関与している弁理士は少数である。しかし、知的資産には、当然特許権や著作権等の知的財産も含まれるため、専門家である弁理士が何らかに関与する必要があると考える。そこで、現在、開示されている知的資産経営報告書を調べ、知的資産経営報告書の現状を示すとともに、弁理士から見た知的資産経営報告書の課題について説明する。あわせて、知的資産経営報告書の簡単な説明も行う。

## 目次

1. はじめに
2. 知的資産経営報告書の概要
3. 知的資産経営報告書の現状
4. 弁理士から見た知的資産経営報告書の課題
5. おわりに

### 1. はじめに

モノから知恵の時代となり、企業において知的資産経営が注目されている。平成 17 年 10 月に経済産業省は、「知的資産経営の開示ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)を公表し、企業が知的資産経営を実践し、「ガイドライン」に則って、又は参考にして知的資産経営報告書を作成することを推進している。また、「ガイドライン」が主に大企業を対象としており、必ずしも中小企業の実態や目的に沿ったものではなかったことから、平成 19 年 3 月に中小企業基盤整備機構が、「中小企業のための知的資産経営マニュアル」(以下、「マニュアル」という)を公表し、中小企業が知的資産経営を実践し、知的資産経営報告書を作成することを推進している。

本稿では、弁理士の業務としては、あまり馴染みのない知的資産経営報告書の概要を簡単に説明し、公表されている知的資産経営報告書の現状について述べ

る。そして、公表されている知的資産経営報告書に基づき、弁理士から見た知的資産経営報告書の課題を説明し、あわせて知的資産経営報告書について弁理士が果たすべき役割について述べる。

### 2. 知的資産経営報告書の概要

知的資産経営報告書は、自社の強みである知的資産を把握し、それを活用して事業の業績を向上させる経営を行っていることを従業員、金融機関、取引先等のステークホルダに開示するための報告書である。

#### 1) 知的資産

知的資産経営報告書で対象としている知的資産には、特許権や著作権等の知的財産以外に、組織力、人材、顧客とのネットワーク等といった資産が含まれている。知的資産経営報告書では、図 1 に示す範囲を知的資産の対象としている。つまり、知的資産は、特許権や商標権等の知的財産権より広い概念であるが借地権や電話加入権等の無形資産は含まない概念である。

また、知的資産の分類についてもさまざまな提案がされているが、MERITUM プロジェクト(ナレッジ型経済の準備を目的として、欧州の 6 カ国(スカンジナビア 3 カ国、デンマーク、フランス、スペイン)と 9 つの研究機関が 30 ヶ月(1998 年～2001 年)に亘って実施したプロジェクト)で提案されている知的資産を人

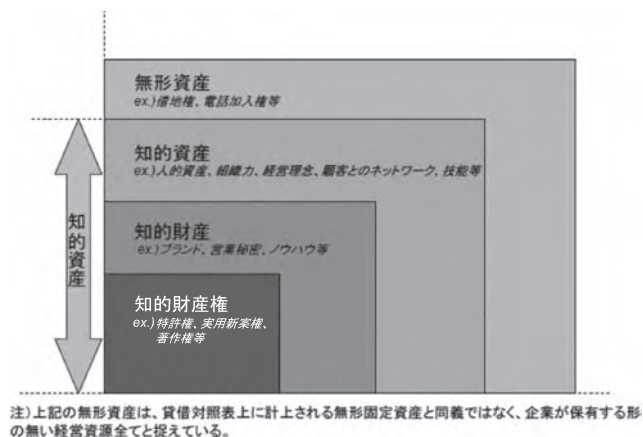


図1

(出典: 中小企業のための知的資産経営マニュアル)

的資産、構造資産、関係資産の三つに分類する方法が一般的によく知られている。

- ・ 人的資産 (human capital) …従業員が退職時に一緒に持ち出す資産  
(例えば、イノベーション能力、学習能力、モチベーション等)
- ・ 構造資産 (structural capital) …従業員の退職時に企業内に残留する資産  
(例えば、データベース、企業文化、システム、特許権等)
- ・ 関係資産 (relational capital) …企業の対外的関係に付随した全ての資産  
(例えば、イメージ、顧客満足度、供給者業者との関係等)

## 2) 知的資産経営報告書を作成する目的

上述の知的資産を活用して事業の業績を向上させる経営を行っていることをステークホルダに報告する知的資産経営報告書を作成する目的について、「ガイドライン」は以下のように記載している。

- ① 企業が将来に向けて持続的に利益を生み、企業価値を向上させるための活動を経営者がステークホルダにわかりやすいストーリーで伝え、
- ② 企業とステークホルダとの間での認識を共有する

なお、ステークホルダには、社外の者もいれば、社内の者もいる。そのため、ステークホルダのうち、具体的に誰に開示するのかを知的資産経営報告書を作成する前に決めておかなければ、自社の強みである知的資産や企業価値を向上させるための活動の内容について適切に開示することができない。逆に、必要以上に

自社の強みである知的資産や企業価値を向上させるための活動の内容を社外に開示することで、意図しない第三者へノウハウ等の知的資産が漏洩する可能性がある。

## 3) 基本的な原則

「ガイドライン」は、上述の目的を達成するため、作成する知的資産経営報告書は、以下の八つの基本的な原則を満たすことが望ましいと記載している。

- ① 経営者の目から見た経営の全体像をストーリーとして示す。
- ② 企業の価値に影響を与える将来的な価値創造に焦点を当てる。
- ③ 将来の価値創造の前提として、今後の不確実性(リスク・チャンス)を中立的に評価し、それへの対応につき説明する。
- ④ 株主のみではなく自らが重要と認識するステークホルダ(従業員、取引先、債権者、地域社会等)にとって理解しやすいものとする。
- ⑤ 財務情報を補足し、かつ、それとの矛盾はないものとする。
- ⑥ 信憑性を高めるため、ストーリーのポイントとなる部分に関し、裏付けとなる重要な指標(重要業績評価指標: KPI (Key Performance Indicator))などを示す。また、内部管理の状況についても説明することが望ましい。
- ⑦ 時系列的な比較可能性を持つものとする。(例えばKPIは過去2年分についても示す。)
- ⑧ 事業活動の実態に合わせ、原則として連結ベースで説明する。

つまり、基本的な原則①②④は、知的資産経営報告書が開示しようとするステークホルダに対する分かりやすさを、基本的な原則の③⑤⑥は、知的資産経営報告書の客観性・信頼性をそれぞれ担保するために「ガイドライン」に記載されている。基本的な原則の⑦⑧は、貸借対照表や損益計算書等の会計監査を意識した項目である。

## 4) 知的資産経営報告書を構成する要素

「ガイドライン」では、基本的な原則を踏まえて知的資産経営報告書を作成し、且つ以下の五つの要素を知識資産経営報告書に含むように作成することが望まし

いと記載している。

- ① 事業の性格と経営の方向性
- ② 将来見通しを含む業績
- ③ 過去及び将来の業績の基盤となる知的資産とその組み合わせによる価値創造のやり方
- ④ 将来の不確実性の認識とそれへの対処の方法
- ⑤ 上記を裏付ける重要業績評価指標 (KPI)

知的資産経営報告書では、要素②～⑤のそれぞれが要素①の「事業の性格と経営の方向性」に対して一貫性を有している必要がある。また、知的資産経営報告書に記載した知的資産が自社の強みであることを示すとともに、その強みが今後も継続的に強化されていることを示す重要業績評価指標 (KPI) を設定することが重要である。さらに、過去から現在までどのように重要業績評価指標 (KPI) が改善され、現在から未来へとどのように重要業績評価指標 (KPI) を改善して行くのかを知的資産経営報告書を開示する必要がある。

ここで、重要業績評価指標 (KPI) として、以下「ガイドライン」に掲載されている具体例を引用する。

(具体例)

- ① 経営スタンス／リーダーシップ
  - 経営スタンス・目標の共有、浸透の度合。
  - (指標①-1) 経営理念等の社内浸透度
  - (指標①-2) 経営者による社外にむけた情報発信 (対外広報活動)
  - (指標①-3) 次世代リーダーの育成方法 (子会社社長平均年齢)
- ② 選択と集中
  - 製品・サービス (②-1～②-3)、技術 (②-4)、顧客・市場 (②-5) 等の選択と集中の状況。選択と集中はビジネス類型により特徴が左右される為、ビジネス類型についての説明 (ビジネスモデルの基本的な構造や B to B, B to C の売上構成の数字を含む) がその前提として行われることが望ましい。
  - (指標②-1) 主力事業の優位性 (売上比, 利益比, 利益率)
    - (指標②-1-1) 主力事業の売上全体に占める割合 (売上比)
    - (指標②-1-2) 主力事業の営業利益に占める割合

- (指標②-1-3) 主力事業の営業利益率
- (指標②-2) 主力製品・サービスを提供する同業他社数加重平均
- (指標②-3) 不採算部門の見直し実績
- (指標②-4) R & D 集中度
- (指標②-5) 市場の差別化
- (指標②-6) 従業員の評価システム
- ③ 対外交渉力／リレーションシップ
  - 川上、川下など対外的な関係者「販売先、顧客 (③-1～③-5)、仕入先 (③-6)、資金調達先 (③-7)」に対する交渉力、関係性の強さ。
  - (指標③-1) 主力事業における主力製品・サービス別シェア加重平均
  - (指標③-2) 顧客満足度
  - (指標③-3) 客単価の変化
  - (指標③-4) 新規顧客売上高比率 (対法人) 及び新規顧客会員数の対前年伸び率 (対個人)
  - (指標③-5) 原価の変化に対する出荷価格の弾性値 (価格転嫁能力)
  - (指標③-6) 原材料市況変化に対する仕入原価の弾性値 (交渉力)
  - (指標③-7) 資金調達
- ④ 知識の創造／イノベーション／スピード
  - 新しい価値創造の能力効率、事業経営のスピード。
  - (指標④-1) 売上高対研究開発費 (または能力開発費)
  - (指標④-2) 外部委託研究開発費比率
  - (指標④-3) 知的財産の保有件数、賞味期限 (経済的に意味のある期間)
  - (指標④-4) 新陳代謝率 (従業員平均年齢とその前年比)
  - (指標④-5) 新製品比率
- ⑤ チームワーク／組織知
  - 組織 (総合) 力、個々の能力等の組織としての結合状況。
  - (指標⑤-1) 社内改善提案制度・改善実施件数
  - (指標⑤-2) 部門横断的なプロジェクトの数
  - (指標⑤-3) 従業員満足度
  - (指標⑤-4) インセンティブシステム (年俸制等)
  - (指標⑤-5) 転出比率
- ⑥ リスク管理／ガバナンス
  - リスクの認識・評価対応、管理、公表、ガバナンスの状況。



- (指標⑥-1) コンプライアンス体制
- (指標⑥-2) リスク情報のプレス公表件数及びト  
ラブルのプレス公表スピード
- (指標⑥-3) リスク分散状況
- (指標⑥-4) 被買収リスク
- (指標⑥-5) 訴訟係争中の案件における賠償請求
- (指標⑥-6) 営業秘密の漏洩リスク (営業秘密の  
数とそれを扱うコア従業員比率)
- ⑦ 社会との共生  
地域・社会等への貢献等の状況。
- (指標⑦-1) 環境関連支出投資額
- (指標⑦-2) SRI (社会的責任投資) ファンド採用  
数
- (指標⑦-3) 企業イメージ調査・ランキング

### 5) 知的資産経営報告書の標準的な構成

「マニュアル」に記載されているように「ガイドライン」に則って知的資産経営報告書を作成することは、中小企業にはハードルが高く、知的資産経営報告書の具体的なイメージが湧きにくい。そこで、「マニュアル」には、知的資産経営報告書の開示対象や開示目的によって構成が大きく異なることを明記した上で、以下のように知的資産経営報告書の標準的な構成を紹介し、各構成を記載する際に必要となるシートも紹介されている。以下に、「マニュアル」に掲載されている知的資産経営報告書の標準的な構成を引用する。

[標準的な構成]

表紙：知的資産経営報告書

- 1 - ① 社長あいさつ
- 1 - ② 経営哲学
- 1 - ③ 事業概要
  - (1) 沿革
  - (2) 事業内容
- 1 - ④ 市場環境
- 2 これまでの事業展開
  - ① 過去の経営方針・経営戦略
  - ② 事業実績
  - ③ 投資実績
- 3 自社の強み (知的資産)
  - ① 自社の強み
    - <重要業績評価指標 (KPI)>
  - ② 自社の強み

<重要業績評価指標 (KPI)>

- ③ 自社の強み

<重要業績評価指標 (KPI)>

### 4 これからの事業展開

- ① 今後の経営方針・経営戦略
- ② 事業実績 (数値目標)
- ③ 実行計画

### 5 会社概要

### 6 あとがき

なお、「マニュアル」には、知的資産経営報告書の代表的な目次案以外に、実際に企業が作成した知的資産経営報告書、知的資産経営マニュアル、中小企業支援者のための知的資産経営報告書作成支援ガイド等も記載されている。また、「マニュアル」では、自社の強みを把握するために SWOT 分析 (自社の強み (Strengths), 自社の弱み (Weaknesses), 自社の機会 (Opportunities), 自社の脅威 (Threats)) を評価するために用いられる経営戦略ツールの一つ) や、企業が持つ知的資産と方針・戦略が実際の経営活動にどのように関連して事業の実績に結びつくかを体系的に整理するマネジメントツールとしてバランス・スコアカードも記載されている。そのため、「マニュアル」は、中小企業が知的資産経営報告書を作成するために参考となる一冊である。

### 3. 知的資産経営報告書の現状

財団法人知的資産活用センターのホームページ (<http://www.jiam.or.jp/index.html>) の知的資産経営報告書開示事例 (2010年1月) に掲載されている知的資産経営報告書 (87社 (団体含む), 104件) を対象に、筆者が独自に、知的資産経営報告書の現状を調査した。

まず、図2に、知的資産経営報告書の公開件数の推移を示す。

図2から分かるように、「ガイドライン」が公表された平成17年 (2005年) に3件であった公開件数が年を追うごとに増加し、平成20年 (2008年) には34件まで増加している。平成21年 (2009年) は若干減少しているが、公開せずに知的資産経営報告書を作成している企業もあるので、知的資産経営報告書を作成しようとする企業自体は増えているものと思われる。

次に、知的資産経営報告書を作成している業種別の

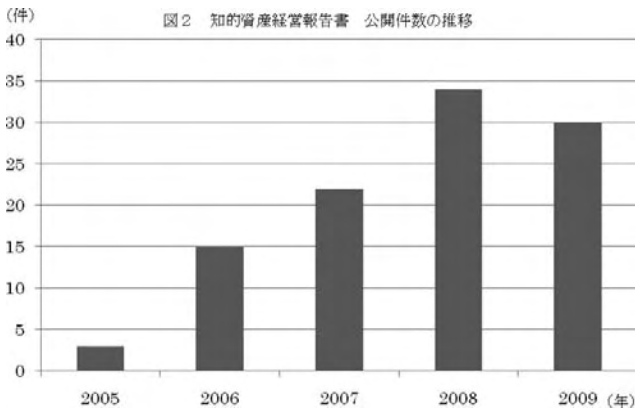


図2 知的資産経営報告書 公開件数の推移

割合を図3に示す。図3に示すように、製造業が63%と圧倒的に多く、続いてサービス業の19%の順となっている。ただ、製造業といっても、自動車や鋼材等の工業製品を製造する企業から、健康食品や雑貨等の製品を製造する企業まで幅広く含まれている。また、その他には、企業ではなく京丹後市のような地方公共団体や滋賀特産品振興企業組合のような中小企業の組合も含まれている。

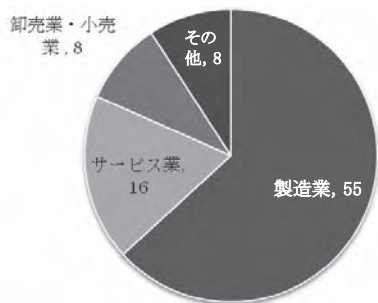


図3 知的資産経営報告書 作成業種

次に、知的資産経営報告書を作成している企業の資本金別の割合を図4に示す。図4に示すように、資本金1,000万円以上、3,000万円未満の企業が35%と最も多く、続いて資本金3,000万円以上、5,000万円未満の企業が16%、資本金1,000万円未満の企業が15%の順となっている。つまり、知的資産経営報告書を作成している企業のうち、資本金5,000万円未満の中小企業が約7割を占めている。特に、中小企業基盤整備機構が中小企業のために「マニュアル」を作成し、公表した平成19年(2007年)以降は、知的資産経営報告書を作成する中小企業が増加している。なお、社内に知的財産部を有する大企業は、知的資産経営報告書ではなく、知的財産報告書を作成している傾向が強く、あたかも大企業は知的財産報告書、中小企業は知的資産経営報告書と棲み分けがなされているように思える。

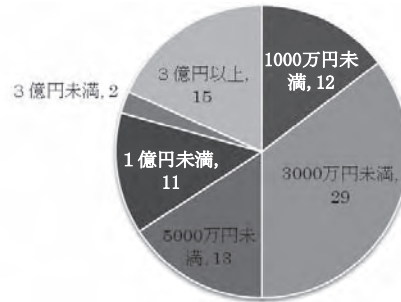


図4 知的資産経営報告書 作成企業の資本金

次に、知的資産経営報告書は、経営者を含む企業自身が単独で作成する場合もあれば、社外の第三者に作成支援を依頼して作成する場合もある。図5に、知的資産経営報告書の士業別の作成支援件数を示す。なお、1件の知的資産経営報告書に複数の支援者がいる場合で各支援者の士業が異なるときは、それぞれの士業を1件とカウントするが、各支援者の士業が同じときは、その士業は1件とカウントしている。また、1人の支援者が複数の士業を有している場合、それぞれの士業を1件とカウントしている。図5に示すように、作成支援する士業は、中小企業診断士が35件と圧倒的に多く、続いて行政書士が7件、弁理士が6件の順となっている。知的資産経営報告書の作成支援を行う士業として中小企業診断士が多いのは、「マニュアル」が作成される段階で作成協力として参加していることや、知的資産経営報告書を作成する企業が図4で示したように中小企業が多いためであると考えられる。

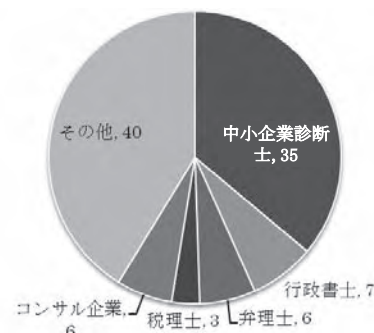


図5 知的資産経営報告書 士業別の作成支援件数

次に、公開されている知的資産経営報告書から10件をサンプリングして、各企業が強みと認識している知的資産と、それに対応する重要業績評価指標(KPI)を一覧にして表1に示す。表1に示すように、知的資産経営報告書では、重要業績評価指標(KPI)を記載

している企業と、重要業績評価指標（KPI）を記載していない企業とが存在している。開示されている知的資産経営報告書には重要業績評価指標（KPI）を記載していない場合もあるため単純に比較すべきではないが、重要業績評価指標（KPI）を記載していない知的資産経営報告書は、重要業績評価指標（KPI）を記載している知的資産経営報告書に比べて、自社の強みである知的資産を有効に活用して企業の価値を高める活動の信憑性について劣っているように思われる。また、知的資産経営報告書が作成され始めた時期には、「ガイドライン」で提案されていた重要業績評価指標（KPI）を何ら検討せずに全て記載している企業もあり、今後、重要業績評価指標（KPI）は、最も検討が必要な部分である。特に、客観的に知的資産を示し、キャッシュフローと関連性を持つ重要業績評価指標（KPI）をいかに設定するかを検討する必要がある。

表1 主な知的資産と重要業績評価指標（KPI）

	知的資産	KPI
A社	仕入力	
	製造力	内製化率（売上高に占める割合） ネットワークを構成する事業者数
	営業力	取引先への「提案」の件数
	人材力	
B社	ドキュメント管理	
	スキル管理	
	情報収集	
	技術力	
C社	顧客ニーズに対応する生産を支える仕組み	顧客からのフィードバック件数
	安全で質の高い製品の提供	食品分析センターへの分析依頼件数
	包材メーカーと洋菓子店舗から得られるシナジー効果	
D社	開発技術力	特許権および実用新案権の権利化数推移
	生産技術力	
	信頼性	
	企業風土	
E社	お客様の声	
	技術力	
	人材育成	
	組織	
	顧客	
F社	企業文化	
	人材力	

	顧客対応力		
	ネットワーク力	外注先数 仕入先数	
G社	人的資産	努力指数	
	顧客資産	努力指数	
H社	業界に精通した技術者	努力指数	
	マニュアル化	努力指数	
	特許	努力指数	
	取引先との関係	努力指数	
I社	人財育成	テーマ別勉強会の回数 チームミーティング回数 従業員1人当たりの提案発表件数	
	技術力	不良品対策書報告件数 新技術開発のテストライン稼働回数	
	お客様からのクレーム		
	データ管理		
	環境対応	6 S運動の実施回数 水の再利用率	
	スピード対応		
	危機管理		
	J社	営業力	受注件数／引き合い件数 カスタム案件率 試作品の完成期間 平均商談時間
		企画力	店舗視察回数 新商品ヒット率
ネットワーク力		ネットワーク企業への訪問回数 異業種イベント開催件数	
リーダーシップ力		勉強会への出席率 イベント参加企業数	

#### 4. 弁理士から見た知的資産経営報告書の課題

知的資産経営報告書は、上述したように特許権や商標権等の知的財産権に限定されない自社の強みである知的資産を有効に活用して企業の価値を高める経営を行っていることを開示する報告書である。そのため、特許権や商標権等の知的財産権を保有していない企業が知的資産経営報告書を作成することも多く、特許権や商標権等の知的財産権について全く記載されていない知的資産経営報告書も多く見受けられる。

しかし、特許権や商標権等の知的財産権を保有しているにもかかわらず、保有している知的財産権について何ら述べていない知的資産経営報告書もあり、このような企業の知的資産経営報告書を読むと、保有している特許権や商標権等の知的財産権が自社の強みではなく、企業の価値を高める知的資産としては認識していないことをアピールしているような印象を受ける。



また、特許権や商標権等の知的財産権を取得し、維持するには費用が必要であり、その費用をかけた特許権や商標権等の知的財産権が自社の強みになっていないことは、知的資産経営と知的財産戦略の齟齬をステークホルダに開示することになるのではないかと考える。

知的資産経営報告書においてこのような課題が生じるのは、特許権や商標権等の知的財産権に対する意識の薄い中小企業と、知的財産権を専門としない作成支援者とにより知的資産経営報告書が作成されているためによるものではないかと思われる。そのため、知的財産権の専門家である弁理士が、知的資産経営報告書の作成支援者として関わるか、知的資産経営報告書を作成しなくとも、何らかの形で関わりを持つことが必要である。知的資産経営報告書に弁理士が関わることで、ステークホルダに対して、特許権や商標権等の知的財産権の情報を含む有用な情報をさらに開示することが可能となり、今後知的資産経営報告書を発展させて行く役割を果たせるのではないかと考える。

さらに、知的資産経営報告書を作成する際に認識した自社の強みが、出願しようとする特許でなければ、その出願を取りやめたり、自社の強みとなるような特許を出願したりする等の知的財産戦略をアドバイスすることも可能になり、知的資産経営に沿った知的財産戦略を立てることが可能になる。

また、知的資産経営報告書では、今後自社の商品をブランド化して自社の強みとしていくことを記載している報告書がある。しかし、該報告書を作成した企業の中には、ブランドを形成しようとする商品名等を商標登録することなく、報告書に商品名等を記載している企業も見受けられた。ブランドを形成しようとする商品名等が、第三者により既に商標登録されていた場合、商標権のライセンス取得や商品名の変更等を行う必要が生じる。

これについても、知的資産経営報告書の作成支援に弁理士が関わっていないことから生じている課題であり、弁理士が知的資産経営報告書の作成に何らかの形で加わることで、ブランドを形成しようとする商品名等を知的資産経営報告書で開示する前に、商標登録することを提案することができる。さらに、自社の強みとなるブランドを法律的に保護する商標権をどのように構築して行くか等の知的財産戦略の観点からアドバイスすることも、知的資産経営報告書の作成に関わる

弁理士の役割となると考える。

さらに、表1で示したように知的資産経営報告書には、「技術力」や「開発技術力」等の知的資産が記載されている場合が多く、その「技術力」や「開発技術力」等には、過去企業内で養ってきたノウハウが源泉であると記載している場合がある。しかし、そのノウハウが人的資産のまま保持されているのか、ノウハウが構造資産に変換されて保持されているかまで明確に区別して記載されている知的資産経営報告書は少ない。

ノウハウが構造資産に変換されて保持されているのであれば、そのノウハウを営業秘密として管理することが可能となり、法的にも保護することができる。しかし、ノウハウが人的資産のまま保持されているのであれば、人事管理する以外に管理する方法がなく、いかにノウハウを継承していくかが問題となる。そのため、構造資産に変換可能なノウハウは、積極的に構造資産に変換する必要がある。但し、何らかの方法で構造資産に変換したノウハウを管理、保護しなければ、競合他社に模倣される可能性が高く、自社の強みであるノウハウもすぐに自社の強みでなくなることになる。

つまり、構造資産に変換可能なノウハウは、適切に管理できているか否かによって価値が変化するため、企業において自社の強みであるノウハウを適切に管理しているかについて、ステークホルダも関心があるのではないかと考える。そのため、知的資産経営報告書において、自社の強みであるノウハウを適切に管理していることを開示することは重要ではないかと考える。なお、現在開示されている知的資産経営報告書では、自社の強みであるノウハウを営業秘密として管理していることを明確に記載している報告書は数例程度であった。

このように、知的資産経営報告書で認識した自社の強みであるノウハウを、どのように管理、保護していくかについてのアドバイスも、弁理士の役割となると考える。例えば、営業秘密として管理しているノウハウであっても発明として成立するものであれば、特許出願して特許権を取得する提案も可能であるし、特許出願しない場合は先使用権を確保するために公正証書を作成する提案も可能である。

また、知的資産経営報告書は、知的資産を活用した経営の状況をステークホルダに対して説明するための報告書であるため、ステークホルダが自社の強みであ

る知的資産を理解できる程度には開示する必要がある。そのため、社外にノウハウ等が流出するリスクに注意を払いながら、自社の強みである知的資産を知的資産経営報告書に開示する必要がある。しかし、日本知財学会の第5回ビジネスと知的資産・知財法研究分科会、「“知的資産経営報告書と知的財産報告書”における“知財評価”」の講演で、竹山弁理士が知的資産経営報告書の現状について「「営業秘密の漏洩リスク」等、知的資産を開示することのメリットと開示することのリスクとの関係が不明確な感が否めない。」と指摘しているように、ノウハウ等が流出するリスクについて十分に注意が払われていない知的資産経営報告書も見受けられた。そこで、知的資産経営報告書を開示する際に、ノウハウ等が流出するリスク等を含め、どのようなリスクがあるかについてのアドバイスも、弁理士が関与すべき重要な役割であると考えられる。

## 5. おわりに

知的資産経営報告書は、経済産業省が中心となり普及を進め、特に「マニュアル」作成後中小企業に対して普及することが推進されている。しかし、中小企業は、知的財産部等の知的財産を専門に扱う部署を設けている企業が少なく、知的財産権に対する意識が薄い。一方、知的資産経営報告書の作成支援書は、図5で見たように知的財産を専門としない士業が携わるケースも多い。そのため、両者のみで知的資産経営報告書を作成した場合、「4. 弁理士から見た知的資産経営報告書の課題、及び弁理士の役割」で述べたような、知的資産経営報告書では、特許権や商標権等の知的財産権が自社の強みであると開示していないにもかかわらず、多額の費用掛けて特許権や商標権等を取得する知的財産活動を行うことは、経営戦略として齟齬

が生じているとの印象を与える可能性がある等の課題がある。

また、最近、知的資産経営報告書を利用して企業に融資する「知的資産経営評価融資」が検討されていることから、担保となりうる特許権や商標権等の知的財産権を知的資産経営報告書において適切に開示することがますます重要になってくる。そのため、知的財産権の専門家である弁理士が、知的資産経営報告書の作成支援者として関わるか、知的資産経営報告書を作成しなくとも何らかの形で関わりを持つことが、知的資産経営報告書の質を向上させ、知的資産経営報告書を作成する企業、及び開示を受けるステークホルダの双方にとって有益なものになると考える。

以上

## (参考文献)

- 「THE PRISM REPORT 2003」, 欧州委員会 (2003)
  - 「知的資産経営の開示ガイドライン」, 経済産業省 (2005)
  - 「知的資産の会計」, 東洋経済新報社, 古賀智敏 (2005)
  - 「中小企業のための知的資産経営マニュアル」, 中小企業基盤整備機構 (2007)
  - 「京都府知恵の経営報告書」, 京都府 (2008)
  - 「中小企業のための知的資産経営実践の指針」, 中小企業基盤整備機構 (2008)
  - 「知的資産経営評価融資の秘訣」, 経済産業省, 中小企業基盤整備機構 (2009)
  - 「“知的資産経営報告書と知的財産報告書”における“知財評価”」, 日本知財学会, 第5回ビジネスと知的資産・知財法研究分科会の配付資料, 竹山宏明 (2010)
- (原稿受領 2010. 6. 11)